

不用品回収業者にご注意を!

不用になった家電製品を処分するときは、廃棄物処理法の許可を得ていない「無許可の不用品回収業者」には、絶対に渡さないでください。

軽トラックなどで一般家庭や事業者などを回って戸別回収したり、空き地など特定の場所を指定して持ち込ませたり、チラシを配布するなど使用済みの家電製品などを回収する業者の多

不法投棄は犯罪です!

山林、道路際、河川敷、空き地などで不法に投棄される廃棄物があとを絶たず、投棄場所についても増加傾向にあります。不法投棄をした場合、懲役や罰金が処されることになりま

くは、一般廃棄物収集運搬業の許可や市の委託を受けておらず、廃棄物処理法に抵触するものです。

家電製品にはフロンガスや鉛などの有害物質を含むものがあり、これらを不用品回収業者に引き渡してしまうと、法を守つ

小型家電の回収場所を増設しました

市ではレアメタルなどの金属資源の有効活用を図るため、使用済の小型家電を回収しています。今回、新たに3箇所の回収場所を追加しました。

回収ボックス設置箇所

- 伊奈庁舎・谷和原庁舎
- 伊奈公民館・谷和原公民館
- 保健福祉センター
- 図書館(本館)
- 新カスミ谷井田店
- 新カスミみらい平駅前店
- 新ヨークベニマルつくばみらい店

小型家電ってどんなもの?

30cm×15cm以下(回収ボックスに投入できるもの)で、電氣や電池で動く家庭用小型家電のことです。

- 例:携帯電話、ゲーム機、デジタルカメラ、音楽プレーヤー、

た適正な処理がおこなわれることを確認できません。必ず市が案内するルールで処分してください。

テレビやエアコン、冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・乾燥機といった家電4品目の回収は、家電リサイクル法のルールに従って排出するか、買い替えをした家電販売店へ引き渡ししましょう。

回収ボックスへの排出時の注意

※排出禁止物を除き、ボックスに入る大きさの家電製品であれば対象となります。

- USBメモリ、SDカード、電卓など
- 袋や箱から出して、回収ボックスに入れてください。
- 携帯電話など個人情報が含まれるものは、あらかじめデータを削除してください。
- 電池などは取り外してから出してください。
- 回収ボックスに入らないものは、従来どおりの方法で排出してください。

※次のものは排出禁止です。

- ・家電リサイクル法対象品目
- ・パソコン本体(パソコン用ディスプレイ含む)
- ・乾電池、蛍光灯

犬の予防接種と住所変更届け出

狂犬病予防法により、年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。5月の集合注射で接種できなかった方は、動物病院で接種していただき、市役所への登録が必要となりますのでご注意ください。

狂犬病予防法により、年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。5月の集合注射で接種できなかった方は、動物病院で接種していただき、市役所への登録が必要となりますのでご注意ください。

市内の動物病院で受けた方	病院で登録を代行しますので、市役所での登録は不要です。
市外の動物病院で受けた方	病院で発行される「狂犬病予防接種証明書」を持参の上、生活環境課窓口(谷和原庁舎)で登録を行ってください。

※動物病院の注射料金については、集合注射と異なる場合があります。犬の登録手数料 2,000円(新規のみ) / 注射済票交付手数料 400円

札があるとスムーズな手続きができます。

犬の死亡	生活環境課窓口(谷和原庁舎)へ届け出が必要になります。電話でも受け付けています。
市内住所変更	生活環境課窓口(谷和原庁舎)へ届け出が必要になります。
市内への転入	
市外への転出	転出先の市町村への届け出が必要になります。詳しくは、転出先の市町村へお問い合わせください。

市内の動物病院

- トヨシマ動物病院(上小目171) ☎ 52・2102
- 文倉獣医療科病院(鬼長429) ☎ 52・2146
- 伊奈動物病院(中平柳1118・2) ☎ 58・3478
- 高岡どうぶつ病院(高岡115・10) ☎ 57・7878
- ぐり動物病院(陽光台1・18・4・103) ☎ 57・8611
- 紫峰ヶ丘動物病院(紫峰ヶ丘2・4・7) ☎ 58・0620